

## 行政処分の公表

当社は、広島空港発三原栈橋行き路線バスが、一部運行において三原駅前で運行を打ち切り、三原駅前から三原栈橋までの区間を運行していなかったことを端緒とし、中国運輸局の監査を受け、平成 28 年 1 月に以下の行政処分を受けました。

今回の行政処분을厳粛に受け止め、今後法令の遵守及び輸送の安全確保を徹底し、全社員一丸となり再発防止に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 株式会社中国バス 尾道営業所（乗合事業）

##### 1) 監査日

平成 27 年 8 月 26 日 及び 平成 27 年 10 月 16 日

##### 2) 主な違反の条項

道路運送法第16条第1項及び道路運送法第27条第2項

##### 3) 行政処分の内容

輸送施設の使用停止（30日車）及び文書警告

##### 4) 当該処分にに基づき講じた対策

- ①運行途中での打ち切りを防止するための適切な措置を行う。
- ②運転者の過労運転を防止するための適切な措置を行う。
- ③運転者に対する適切な指導及び監督を確実に実施するため適切な措置を行う。
- ④運転者に対する適切な指導及び監督を行った旨の記録を確実にを行い、記録不備をなくすため適切な措置を行う。

##### 5) 行政処分を受けた日

平成 28 年 1 月 6 日

以上

## 行政処分の公表

当社は、平成28年3月に中国運輸局より、下記の行政処分を受けました。

今回の行政処분을厳粛に受け止め、今後法令の遵守及び輸送の安全確保を徹底し、全社員一丸となり再発防止に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 株式会社中国バス 福山営業所（乗合事業）

##### 1) 監査日

平成 27 年 11 月 10 日 及び 平成 27 年 12 月 24 日

##### 2) 行政処分の内容

輸送施設の使用停止（50日車）及び文書警告

##### 3) 当該処分にに基づき講じた対策

- ①事業計画及び運行計画に定める業務の確保するための適切な措置を行う。
- ②運転者の過労運転を防止するための適切な措置を行う。
- ③点呼の記録を確実にを行い記録不備をなくするため適切な措置を行う。
- ④運転者に対する適切な指導及び監督を確実に実施するため適切な措置を行う。
- ⑤特定の運転者に対し適性診断を受診するため適切な措置を行う。

##### 4) 行政処分を受けた日

平成 28 年 3 月 17 日

以上